

あきる野市地域防災計画改定及び災害時受援計画策定支援業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、東京都地域防災計画及び東京都南海トラフ地震防災対策推進計画等の上位計画の改定を踏まえ、あきる野市地域防災計画の改定及び災害による被害が発生した際の市民生活の早期復旧を図るための災害時受援計画の策定を行うことを目的とする。

(2) 件名

あきる野市地域防災計画改定及び災害時受援計画策定支援業務委託（債務負担行為）

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※ 仕様書の内容に限らず、提案可能な実施方法等があれば提案を可能とする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年10月31日まで

※ 履行期間については、あきる野市議会令和3年第1回定例会6月定例会議で債務負担行為として予算が議決されることが前提となる。

(5) 支払方法

委託料の支払方法については、年度ごとに各年度の業務が完了し、それぞれの成果物の納入があった後に、受注者からの請求により年度ごとに一括で支払うものとする。なお、各年度における委託料の支払の限度額は、当該年度の予算の範囲内とする。

ただし、前年度末における委託料相当額が前年度の支払限度額を超えた場合においては、受注者は、当該年度の当初に当該超過額について請求することができる。

2 提案限度額

10,670,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

なお、参考見積書（価格提案書）の金額が上記の提案限度額を超過した場合は、失格とする。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、専門知識、技術力、支援体制、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリングの状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

#### 4 実施形式（プロポーザルの方法）

（１）選定方法 公募型プロポーザル方式

（２）理由

市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害等に対する防災体制の強化、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくり及び災害時の迅速かつ適切な応急対策ができるようにする必要がある。これらのことから、業務の実施に必要な様々な適格性について審査し、事業者を選定する必要があるため

#### 5 スケジュール

項目	日程
案件公表	令和３年６月 ３日（木）
参加申込書の提出期限	令和３年６月 18日（金）午後５時まで
参加資格審査結果通知	令和３年６月 22日（火）
質問の受付期限	令和３年６月 28日（月）午後５時まで
質問に対する回答予定日	令和３年 7月 ２日（金）
企画提案書等の提出期限	令和３年 7月 14日（水）午後５時まで
審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和３年 7月 16日（金）
審査結果の通知（発送）	令和３年 7月下旬（予定）
審査結果の公表	受託候補者として特定した者との契約締結後

#### 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。なお、参加申込後、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- （１）東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、あきる野市における入札参加資格の登録がされていること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- （４）令和 3 年 6 月 10 日から令和 3 年 7 月 16 日までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 22 年あきる野市通達第 37 号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- （５）直近の法人税等納付すべき税を滞納していないこと。
- （６）過去 5 年間に於いて、官公庁における地域防災計画の策定若しくは改定又は災害時受援計画の策定若しくは改定の受託実績が 2 件以上あること。

## 7 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年6月18日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市総務部地域防災課防災係  
（〒197-0814 あきる野市二宮350番地 市役所4階南側）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式第1号）
  - イ 法人登記簿謄本（写し）又は法人登記事項証明書（写し）
  - ウ 法人等概要書（様式第2号）及び法人等のパンフレット
  - エ 受託実績を示す書類（契約書の写し等）
  - オ 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

## 8 資格審査

参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格の結果について、令和3年6月22日（火）に参加資格審査結果通知書（様式第3号）により、参加希望者に通知する。

## 9 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問票（様式第4号）により、次のとおり提出すること。なお、質問に対する回答は、参加者全員に対して、令和3年7月2日（金）までに電子メール又はFAXにより行う。

- (1) 提出期限 令和3年6月28日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市総務部地域防災課防災係
- (3) 提出方法 電子メール又は持参

## 10 提出書類の作成及び提出

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえて次に掲げる項目に留意し作成すること。企画提案書は、表紙及び目次を含めてA4版両面（文字は10ポイント程度）10枚20ページ以内で作成すること（A3版はA4サイズに折りたたみ、片面2ページ換算）。なお、計画レイアウトなどの計画に利用を想定する資料については、別添も可能とする。

- (ア) これまでの地域防災計画及び災害時受援計画の策定又は改定の実績
- (イ) 地域防災計画に関する国、都等の法令改正等の調査及び市地域防災計画の修正項目の検討方法
- (ウ) 災害時受援計画策定に伴う分析及び調査方法

(エ) 過去の実災害の教訓や他自治体の参考事例の収集及び反映方法

(オ) 見やすさ・理解のしやすさに配慮した計画レイアウト

イ 参考見積書（価格提案書）

参考見積書の金額は、税抜価格で記載すること。なお、参考見積書の金額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額が提案限度額に示す額を超過した場合は、失格とする。

(2) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 応募1事業者につき、申請は1件とする。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。

ウ 提出書類の内容変更はできない。

(3) 提出期限等

ア 提出期限 令和3年7月14日（水）午後5時まで

イ 提出場所 あきる野市総務部地域防災課防災係

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は必着）

エ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

## 1.1 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、本要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等を別紙「地域防災計画改定及び災害時受援計画策定支援業務委託プロポーザル審査基準」に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。なお、審査における留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合、提出書類に虚偽の記載をした場合は、0点とする。
- (2) 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、提案額の低い者を上位とする。なお、提案額が同じ場合は、くじにより順位を決定する。
- (3) 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。
- (4) 参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

## 1.2 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施

次のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (1) 開催日 令和3年7月16日（金）
- (2) 開催場所 あきる野市役所庁舎内を予定
- (3) 所要時間 1事業者につき、40分以内
  - ・提案説明20分以内
  - ・質疑応答20分以内
- (4) 内容 企画提案書等の説明

- (5) 説明者 本業務の担当予定者が説明及び回答を行うものとし、会場に入室できるのは、3人以内とする。
- (6) 使用機器 プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。
- (7) 集合時間 参加者ごとの集合時間等は、後日通知する。

### 1.3 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に対し、審査委員会において審査した結果をプロポーザル審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）をあきる野市ホームページで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

### 1.4 契約の締結

契約の締結に当たっては、受託候補者の特定後、速やかに随意契約の手続きを行い、契約を締結する。仕様書の内容については提案された内容を基本とするが、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書をあきる野市の契約担当部署に提出するものとする。

### 1.5 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、あきる野市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結完了後の公開とする。

### 1.6 本プロポーザルに係る問合せ先

あきる野市総務部地域防災課防災係

所在地：〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

電話番号：042-558-1111 内線2344

メールアドレス：020502@akiruno-info.tokyo.jp

担当：水谷 吉野 中村